

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和5年2月4日 05時45分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市八木港南方沖 姫路八木港西防波堤灯台から真方位188°1.2海里付近 (概位 北緯34°45.0' 東経134°43.1')
事故の概要	プレジャーボート ^{フロッパー} Flapperは、南西進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和5年3月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Flapper、5トン未満（長さ10.07m）
船舶番号、船舶所有者等	260-26107兵庫、石井電設工事株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時58分ごろ 常用薄明開始時刻：06時32分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、GPSプロッターを作動させて手動操舵により南西進中、八木港南方沖に敷設された南北に長い四辺形ののり養殖施設（以下「本件施設」という。）の北面に進入し、プロペラがのり網に絡んで止まり、同網が損傷した。 船長は、航行不能と判断し、118番通報して救助を要請した。 本船は、海上保安庁からの連絡で来援したのり網を管理する漁業協同組合の所属船により本件施設から引き出され、本船を係留している姫路市所在のマリーナの船舶によって同マリーナにえい航された。 本件施設は、北面の西端から東端にかけて約185mの間隔で8基の標識灯が設置されていたが、のり網の所有者が所属する漁業協同組合は、本事故後、本件施設の北面の西端を示す標識灯の灯火（以下「北面西端の灯火」という。）から北面東端に向かって連続した3基の標識灯の灯火が、バッテリーが切れて消灯していることを確認した。 船長は、八木港南方沖を何度も航行していて本件施設の存在を知っていたが、南西進中、左舷船首方に視認した本件施設の最も西側に見えた標識灯の灯火（以下「本件灯火」という。）を北面西端の灯火と思い、本件灯火の西側を航行すれば本件施設に進入することはないと

	判断して目視のみで航行を続け、本件施設に向かって航行していることに気付かなかった。 船長は、GPSプロッターに本件施設が表示されていたので、GPSプロッターを確認していれば、本件施設の北面に向かって航行していることに付き、本件施設への進入を避けることができたと本事故後に思った。 本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.0mであった。
分析	本船は、南西進中、船長が、左舷船首方に視認した本件施設の本件灯火を北面西端の灯火と思い、目視のみで航行を続けたことから、本件施設に向かって航行していることに気付かず本件施設に進入し、本件施設ののり網が損傷したものと考えられる。 船長は、本事故当時、本件施設の北面の西端から連続した3基の標識灯が消灯していたことから、本件灯火を北面西端の灯火と思ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南西進中、船長が、左舷船首方に視認した本件施設の本件灯火を北面西端の灯火と思い、目視のみで航行を続けたため、本件施設に向かって航行していることに気付かず、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	のり網の所有者が所属する漁業協同組合は、本事故後、次の措置を講じた。 ・ のり養殖施設に設置している標識灯の点灯状況を確認し、消灯していた標識灯には、その横に新しい標識灯を設置し、全ての標識灯の点灯を確認した。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、養殖施設が敷設された海域を航行する場合、慣れた海域であっても、目視のほかGPSプロッターを活用して船位及びのり養殖施設の場所の確認を十分に行うこと。 ・ のり養殖施設の管理者は、定期的に養殖施設の標識灯を点検し、標識灯が点灯していることを確認すること。